

お知らせ

今年も年末調整を行う時期が近づいてまいりました。例年どおり別途「年末調整のお知らせ」を同封させていただきました。年末調整の書類を弊社へ郵送いただくためのレターパックも同封しておりますので、どうぞご利用ください。今年もご協力のほどよろしくお願いいたします。

2018

10月号

Vol.58

NEWS LETTER

10月になりました。

今年は台風に水害にと、自然災害の多い年でしたね。弊社も電車の運行状況やら警報やらを鑑みて、休業するか否かの見極めを何度もさせられました。

近年は中小企業にもBCP(事業継続計画)の策定を経産省が呼び掛けていますが、我々も本気で取り組まないといけなさそうですね。

岡村 景明

- * **最短2分あれば書ける!!**
年末調整書類の書き方
- * **年末調整で受けられるいろんな控除**

ii 源泉控除対象配偶者がいる方が記入する場所 ①～⑦

- ① 配偶者のお名前とフリガナを記入します。
- ② 配偶者のマイナンバー（個人番号）を記入します。
- ③ 配偶者の誕生日を和暦で書きます。
- ④ 所得の見積額
配偶者の所得額を記入します。0 円の場合も「0」と記入します。
※給与所得の計算は、別紙《年末調整のお知らせ》をご利用ください。
- ⑤ 同居の場合は何も記入しません。別居の場合は○をします。
- ⑥ 配偶者の住所を記入します。あなたと同居している場合は、省略して「同上」と書いて OK です。
- ⑦ 異動月日及び事由
何もなければ空欄で大丈夫です。
なにか変更があった場合にのみ、変更日と変更理由の記入します。（「H〇〇.〇.〇 婚姻」などと記入）

iii 配偶者以外の 16 歳以上の扶養親族がいる方が記入する場所 ①～⑩

- ① 16 歳以上の子供や親などの扶養親族のお名前とフリガナを記入します。
- ② 16 歳以上の子供や親などの扶養親族のマイナンバー（個人番号）を記入します。
- ③ 16 歳以上の子供や親などの扶養親族のあなたとの続柄を記入します。
子供なら「子」、両親なら「父」「母」、などです。
- ④ 16 歳以上の子供や親などの扶養親族の生年月日を記入します。
- ⑤ 昭和 25 年 1 月 1 日以前生まれの父母や祖父母と同居している場合は「同居老親等」にチェックをします。
別居の場合や、兄弟や従妹を扶養している場合は「その他」にチェックをします。
平成 9 年 1 月 2 日～平成 13 年 1 月 1 日生まれ（19 歳～22 歳）の子どもを扶養している場合は
チェックをします。
- ⑥ 16 歳以上の子供や親などの扶養親族の所得額を記入します。記入方法は ii の④を参照ください。
- ⑦ 同居の場合は何も記入しません。別居の場合は○をします。
- ⑧ 同居の場合は何も記入しません。
別居の場合のみ「送金額」を記入します。（100 万円の場合「1,000,000」と記入）
- ⑨ 16 歳以上の子供や親などの扶養親族があなたと同居している場合は、省略して「同上」と書いて OK です。
- ⑩ 異動月日及び事由
何もなければ空欄で大丈夫です。記入例は ii の⑦を参照ください。

iv 障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生など当てはまる場合に記入する場所 ①～④

- ① 障害者
 障害者にチェックをし、表に人数を記入します。当てはまる欄のみの記入で OK です。
- ② 寡婦、特別の寡婦、寡夫、勤労学生
いずれかに当てはまる場合、チェックをします。
- ③ iv の①・②について、誰が当てはまるのかについて内容を書きます。
- ④ 異動月日及び事由
何もなければ空欄で大丈夫です。記入例は ii の⑦を参照ください。

v 配偶者が控除を受けている子供や両親などがいる場合に記入する場所

例えば、ご主人様の方で控除を受けている 16 歳以上の子供や親がいる場合に、奥様はその内容を記入します。
反対に、奥様の方で控除を受けている 16 歳以上の子供や親がいる場合に、ご主人様はその内容を記入します。

vi 16 歳未満の扶養親族等がいる場合に記入する場所

16 歳未満の子供がいる場合にその内容を記入します。記入例は iii を参照ください。

年末調整で 受けられる いろいろな控除



自分の税金のこと！
知らないと損するよ！

基礎控除



全員無条件に受けられる！

配偶者控除・配偶者特別控除

配偶者の所得が一定額
以下の場合の控除

扶養控除

16歳以上の親族の所得が
一定額以下の場合の控除

障害者控除

本人または親族が一定の障害
の要件に該当する場合の控除

寡婦・寡夫控除

配偶者と離婚・死別後等で一定
の要件に該当する場合の控除

勤労学生控除

本人が学生であり一定
の要件に該当する場合の控除



社会保険料控除

あなたが支払った本人または親族の
国民健康保険・国民年金・社会保険
料等（給与からの控除は本人からの申告不要）

生命保険料控除

あなたが支払った一般の生命保険料
・介護医療保険料・個人年金保険料
（控除証明書が保険会社より届きます）

小規模企業共済等掛金控除

あなたが支払った
小規模企業共済等の掛金



地震保険料控除

あなたが支払った家の地震保険料等
（控除証明書が保険会社より届きます）